

独立行政法人農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会運営規程の改正（案） 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>第 1 条～第 9 条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 10 条 運営委員会の庶務は、<u>農業調整室農業業務推進課</u>において処理する。</p> <p>第 11 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 9 条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 10 条 運営委員会の庶務は、<u>農業管理室調査企画課</u>において処理する。</p> <p>第 11 条 (略)</p>

附 則

この規程は、令和元年 9 月 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。